

愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部改正について

このことについて、愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部を改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和3年12月22日提出

教育長 長谷川 洋

説 明

この案を提出するのは、令和4年度愛知県立高等学校生徒募集計画に基づき、所要の改正を行う必要があるからである。

愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部改正の概要

1 改正内容

募集定員の変更

愛知県立旭陵高等学校の募集定員を変更する。

普通科 約280人 → 約320人

愛知県立刈谷東高等学校の募集定員を変更する。

普通科 約240人 → 約200人

2 施行期日

令和4年4月1日

(案)

愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部を改正する規則

愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則（昭和二十九年愛知県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表愛知県立旭陵高等学校の項中「約二八〇」を「約三二〇」に改め、同表愛知県立刈谷東高等学校の項中「約二四〇」を「約二〇〇」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(学科及び募集定員)

第五条 実施校の学科及び募集定員は、次のとおりとする。

愛知県立刈谷東高等学校	愛知県立旭陵高等学校	名 称
普通科	普通科	学 科
約二〇〇	約三二〇	募集定員(人)

旧

(学科及び募集定員)

第五条 同上

愛知県立刈谷東高等学校	愛知県立旭陵高等学校	名 称
普通科	普通科	学 科
約二四〇	約二八〇	募集定員(人)